

常滑武豊衛生組合議会の議員の報酬及び 費用弁償に関する条例

昭和37年10月22日

条 例 第 1 1 号

改正

昭和43年	3月	5日	条例第5号	昭和45年	3月	4日	条例第1号
昭和47年	12月	8日	条例第2号	昭和50年	6月	9日	条例第3号
昭和52年	1月	26日	条例第2号	昭和52年	3月	7日	条例第5号
昭和55年	7月	1日	条例第1号	昭和60年	2月	27日	条例第1号
昭和60年	6月	3日	条例第3号	昭和61年	9月	29日	条例第3号
昭和63年	2月	26日	条例第1号	平成2年	2月	28日	条例第1号
平成3年	2月	26日	条例第2号	平成4年	3月	27日	条例第1号
平成6年	3月	1日	条例第1号	平成8年	3月	1日	条例第1号
平成9年	2月	26日	条例第2号	平成10年	3月	4日	条例第1号
平成11年	2月	26日	条例第1号	平成15年	5月	28日	条例第1号
平成20年	10月	1日	条例第3号	平成24年	12月	19日	条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償について必要事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、年額40,200円とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたとき

は、その日まで日割計算により議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎年度その末日に支給する。

(費用弁償)

第4条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。ただし、愛知県内の旅行又は愛知県外の旅行で宿泊を伴わないものにおける日当は、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する例による。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年9月11日から適用する。

附 則 (昭和43年3月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月4日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月8日条例第2号)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月9日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の条例第4条第2項の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行についてはなお従前の例による。

附 則 (昭和52年1月26日条例第2号)

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年3月7日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年7月1日条例第1号)

この条例は、昭和55年7月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年2月27日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月3日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年2月28日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月26日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月4日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成11年2月26日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年年5月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則（平成20年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年12月19日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の常滑武豊衛生組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 内国旅行					
鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
議 長	円	円	円	円	円
副議長	実費	実費	2,600	14,000	2,600
議 員					
2 外国旅行					
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて管理者が定める額					